

大阪市東淀川区役所とレッドハリケーンズ大阪との連携協力に関する協定書

大阪市東淀川区役所とラグビーチーム「レッドハリケーンズ大阪」を保有する株式会社 NTTドコモ(以下、「両者」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、東淀川区区内において両者が、スポーツの推進、教育、広報などさまざまな分野においてそれぞれの活動の充実を図るとともに、緊密な相互連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(連携事項等)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 区民等を対象にしたスポーツの普及、競技力の向上、スポーツ教室の開催など区民のスポーツ振興に関すること
 - (2) トップアスリートやコーチの学校や地域等への派遣
 - (3) 区民等の健康増進に関すること
 - (4) 子どもの健全育成に関すること
 - (5) 区政の PR や情報発信に関すること
 - (6) ICT リテラシーの向上支援に関すること
 - (7) その他、両者の施策、事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項
- 2 両者は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、両者合意の上決定する。

(疑義の決定)

第3条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、両者協議の上、決定する。また、両者のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上変更を行う。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、両者のいずれも書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(秘密の保持)

- 第5条 両者は、本協定に基づく連携により相手方から知り得た秘密情報を、第三者に開示、漏えい又はこの協定に定めるもの以外の目的のために使用してはならない。
- 2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が記名・押印の上、各1通を保有する。

令和 6 年 10 月 9 日

大阪市東淀川区豊新二丁目1番4号
協定締結責任者

大阪市東淀川区長

大阪市北区梅田 1 丁目10-1 梅田 DT タワー
協定締結責任者
株式会社NTTドコモ 執行役員
関西支社長